

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

|            |  |                       |               |
|------------|--|-----------------------|---------------|
| フリガナ<br>氏名 | シュ ショウシ<br>ZHU Xingzhi   |                       | 授与番号 甲 第1343号 |
| 学位の種類      | 博士(法学)   | 授与年月日                 | 2019年9月25日    |
| 学位授与の要件    | 本学学位規程第18条第1項該当者(学位規則第4条第1項)   |                       |               |
| 博士論文の題名    | 日中民事訴訟手続の比較法的研究  |                       |               |
| 審査委員       | (主査) 加波 眞一<br>(立命館大学大学院法務研究科教授)  | 出口 雅久<br>(立命館大学法学部教授) |               |
|            | 小松 浩<br>(立命館大学法学部教授)   |                       |               |
| 論文内容の要旨    | <p>中国では再審難という問題があり、その解決に向け法改正が行われてきたが、本論文は、比較法的考察により、手続全般にわたり具体的に比較検討することで、その問題は中国民事訴訟法独自の手続構造にかかわるものであることを明らかにし、その抜本的解決のためには、当該手続構造の改正が必要であることを示唆するものである。</p> <p>本論文の目次は以下の通りである。</p> <p>序章</p> <p>1 本論文の作成経緯と意義</p> <p>2 先行研究との関連性</p> <p>3 比較対象となる中国民事訴訟法の法源の特殊性</p> <p>第1章 民事訴訟手続の基本構造の比較</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 民事訴訟法の基本的手続の比較</p> <p>3 日本の現行民訴法の特徴との比較</p> <p>4 上訴制度の比較</p> <p>5 まとめ</p> <p>第2章 訴訟当事者問題の比較</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 当事者に関する(要件等の)規律</p> <p>3 当事者の権能・地位</p> <p>4 多数当事者に関する規律</p> <p>5 まとめ</p> |                       |               |

### 第3章 既判力制度の比較

- 1 はじめに
- 2 既判力制度に関する条文
- 3 既判力論
- 4 既判力の客観的範囲問題
- 5 既判力の時的範囲問題
- 6 既判力の主観的範囲問題
- 7 まとめ

### 第4章 再審の比較と問題点の検討

- 1 はじめに
- 2 現行中国民事訴訟法再審手続の手続概要と特徴
- 3 問題の検討
- 4 おわりに一最終章を兼ねて

各章の概要は以下の通りである。「序章」では、再審難問題の研究から、なぜ、訴訟手続全般の比較法的研究に至ったのかという経緯につき、また、その研究の先行研究との関係や比較検討対象となる法源について説明されている。第1章では、個々の手続を比較する限り類似点が多いが、当事者の訴訟上の地位を子細に検討し、上訴制度にまで検討対象の視野を広げて総合的に考察すると、日本法とは訴訟手続の構造に違いがあると論じる。すなわち、中国民事訴訟法では、訴訟当事者に訴訟上の主体的地位の欠如(ないし希薄化)が認められ、理論的には、そのことが既判力規定の明文欠如を基礎づけ、それが再審の通常上訴的手続策定と結びついているという、中国法独自の手続構造の存在を論じる。そして、第2章以下で、この見解を詳細に論証するための比較法的分析を行なう。まず、第2章では、当事者の訴訟法上の地位を考察するにあたり、単に、当事者の権限に関する考察だけでは不十分なので、そもそも訴訟手続上の当事者とは何か、という点から、当事者要件に関する規律、さらに、当事者の訴訟上の権限、多数当事者に関する規律などについても比較分析を行ない、その結果、当事者の訴訟上の地位が、現行民訴法でも、いまだ訴訟手続の客体としての性格が強く、主体的地位が確保されているとはいえないことを明らかにする。そして、この点は、比較法的に、少なくとも日本法の観点から見ると、既判力の拘束力の正当性に影響することから、第3章では、中国民事訴訟法における既判力制度の比較法的分析を行なう。中国民事訴訟法では、既判力やその前提となる確定判決に関する明文規定を欠くところが特異な点であるので、まず、その理由を考察する。次に、明文規定がないにも関わらず、中国法の通説は既判力やその前提となる確定判決を条文の解釈によって認めるが、そのようにして認められる既判力論とはいかなるものかを分析し、検討する。中国法でも、既判力論に関しては、日本法と同様の観点からの議論が行われており、中国法の通説によると、既判力の拘束力を正当化する根拠は、当事者が主体的に訴訟手続に関与できる地位が保障されていることから生じる自己責任にあるとされる。そうすると、当事者に主体的地位が保障されていない中国法の場合は、既判力の正当化根拠に難があることになり、逆に、むしろ既判力による再審判排除を否定する根拠となり得る。このことは中国法が既判力を規定せず、その前提となる確定判決も規定しないことの正当化根拠ともなることを論じる。第4章では、現行法での再審の特徴とその沿革を論じ、どのようにして現在の再審が形成されてきたかを明らかにするとともに、日本法との比較分析により、その問題点を明らかにする。

それによると、再審事由の内容や再審事由規制内容から、再審が非常上訴ではなく、あたかも通常上訴である上告と同じような内容となっている点に問題があると論じる。しかし、本章に至るまでの比較法的考察から、その問題点を法改正で改めるには、中国民事訴訟法の手続構造についての法改正を伴うべきことが本章の最後で提案されている。

#### 1. 論文の特徴

本論文は、まず、訴え提起から上訴までを分析対象として、中国民訴法独自の再審制度を基礎づけているのは何かという一つの明確な問題意識から、訴訟手続全般につき統一的に比較法的考察を行っている点に従来の研究にはない特徴がある。次に、(職権探知主義をとる)日本の人事訴訟法では既判力が認められていることに着目し、職権探知主義でも、弁論主義と同様の当事者の主体的地位が確保される手続が規定されている点を論証した上で、中国民訴法ではそのような手続を欠く点を具体的に分析し、そのことが当事者の主体的地位の欠如をもたらすと指摘し、それが既判力の正当性の希薄化に繋がると論じる。このような論証は従来なかったものであり、独創的である。

#### 2. 論文の評価

本論文のルーブリック各項目に対応する評価は次のとおりである。【1】研究課題とその意義の明確性については、中国の再審問題の抜本的解決のため、中国民訴法では再審問題がその訴訟構造の特異性と結びついていることを論証すべく、手続全般の比較法的研究が必要となった旨やその研究の意義が論文の最初で明らかにされており、本論文の課題設定には明確性と説得力が認められる。【2】研究方法の適切性については、比較法的検討という手堅い手法がとられ、論証過程では関連する日中の文献が適切に引用されていることから、方法論上の不備や不適切な点は見当たらない。【3】叙述内容の論理性および体系性については、日中を対比させて分析・検討する構成は民訴法解釈学の手法からみてオーソドックスで適切なものであり、各章の叙述も論理的で説得力がある。【4】研究内容の独創性については、上述(1.)のように、従来の先行研究にはない研究であり、日中の民訴法の審理手続規定を具体的かつ詳細に検討した上で独自の見解を展開していることから、独創性が認められる。既判力の日中比較研究も本邦では初めての研究である。【5】研究内容の国際性については、著者にとって外国語である日本語の文献、また、審査委員にとって外国語である中国語の文献の引用が相当数見られ、当該テーマに関する国際的な議論状況に多大な貢献をしているものと評価できる。今後の日中民事訴訟法比較研究の基礎的研究としてアジアの近隣諸国の研究者からも注目される可能性もある。

以上より、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 試験または学力確認の結果の要旨 | <p>本論文の公聴会は、2019年7月2日(火)17時15分から19時15分まで学而館第2研究会室で行われた。公聴会の質疑では、(1)再審問題と訴訟手続構造との関係、(2)中国民事訴訟法とソビエト(ロシア)法との関連性、などにつき質問ないしは指摘がなされた。申請者は、これらに対し、本論文の趣旨に基づいて的確に回答し、さらなる検討を要する部分は率直に今後の課題とするなど、適切に対応した。</p> <p>本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。また、主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。</p> |
|-----------------|---|